

(注)アンダーラインは文化庁において付加

## 著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	映画の著作物の保護期間の延長
要望の趣旨	映画の著作物とその他の著作物との保護期間の実質的格差を是正するため映画の著作物の保護期間を延長するための所要の措置を講じる
改正条項	著作権法第54条関係
改正内容	<p>映画の著作物の保護期間について特則を規定する著作権法第54条について、以下に例示する映画の著作物の保護期間を延長するための所要の措置を講じる。</p> <p>＜改正案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1案；現行第1項(及び第3項)を削除する。ただし、現行第2項については引き続き存置する。また、第3項の削除の要否については、更に検討を行うことが適当と思料。</li> <li>●第2案；現行第1項に規定されている<u>公表後50年の保護期間を延長する</u>。なお、この場合の具体的な延長期間については今後の検討に委ねることが適当と思料。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>第1項 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年(その著作物がその創作後50年以内に公表されなかつたときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する。</p> <p>第2項 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。</p> <p>第3項 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。</p> <p>なお、前述の改正を行うに際しては、以下の点も留意されるよう併せて要望する。</p> <p>①遡及的保護の防止 映画の著作物の保護期間を何らかの形で延長する場合、既に公表後50年を経て著作権の保護期間を満了した映画の著作物については、今回の改正により、円滑な利用関係を確保する観点から、保護が復活することのないようにされたい。</p> <p>②映画の著作物の保護期間に係る規定に限定した改正 改正理由にもあるとおり映画の著作物の保護期間に起因する要望であり、経済産業省としては映画の著作物の保護期間に係る規定以外の保護期間に係る規定の改正には反対である。</p> <p>③改正内容「第1案」に関する留意事項 保護期間が満了した映画の著作物の円滑な利用を確保する観点から、映画の著作物に含まれる原著作物の著作権との関係を調整する第54条第2項については、引き続き存置させるべき。</p> <p>④改正内容「第2案」に関する留意事項 第2案中の<u>具体的な延長期間については、関係団体の要望・他の著作物との格差・諸外国の立法例を勘案すれば、例えば最長でも「公表後70年」に改めることができ一案として考えられるが、更に広く検討の上、決められることが望ましい。</u></p>

改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>小説、音楽等、映画以外の著作物は、創作時から著作者の死亡時までの期間に加算して死後 50 年間の保護を与えられている。これに対し、映画の著作物は特則が設けられており公表後 50 年間の保護しか与えられておらず、<u>実質的な保護期間において著しい不均衡が生じている</u>。(例えば、川端康成の小説「伊豆の踊子」は、1926 年から 2022 年まで合計 96 年間の保護を受けるのに対し、小説公表から半世紀も後に製作された映画「伊豆の踊子」(1974 年)は 2024 年までの 50 年間の保護しか受けられない。)</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上述(1)のとおり、映画の著作物とその他の著作物との間には実質的な保護期間について相違があるが、創作物としての文化的・社会的・経済的意義については何ら変わるものではない。その上で、<u>今後我が国コンテンツ産業の中核を担うべき映像コンテンツである映画の著作物についての適切な保護を進めるべく、国内的には他の著作物との間に存する保護期間の実質的な差異を解消するともに、国際的には国際条約の下で相互主義が採られている保護期間に関して主要先進国との間での不利を是正するために、現在の映画の著作物の保護期間が何らかの形で延長されることが望ましい。</u></p> <p>かかる観点から、映画の著作物の保護期間に関する特則を定める著作権法第54条について、所要の改正を行うことが必要である。</p> <p>なお、日本映画の黄金期である昭和 20 年代後半及び 30 年代に製作された映画の著作物について、現に商業的利用が行われているにも関わらず、その著作権が消滅しようとしており(例えば小津安二郎監督「お茶漬の味」は本年 12 月 31 日に、溝口健二監督「雨月物語」は来年 12 月 31 日に、それぞれ消滅。)、<u>速やかな対応が期待されるところである。</u></p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	<p>映画の著作物の保護期間の延長については、関係団体(日本映画製作者連盟)が以下の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会」に要望書を提出(平成 10 年 6 月)</li> <li>②文化庁長官官房著作権課に「著作権法改正検討事項に関する意見書」を提出(平成 11 年 9 月)</li> <li>③「知的財産戦略会議」起草委員会に「映画・映像ビジネスへの投資循環と新たな作品創造のために」を提出(平成 14 年 4 月)</li> </ul>
その他 (関係団体の名称 等)	<p>(社)日本映画製作者連盟 (社)日本映像ソフト協会</p>
担当者氏名・役職 連絡先	<p>経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 調整一係長 仲川 慶子 連絡先 3501-3752(直)</p>